

情報公開審査会答申の概要

答申第 974 号（諮問第 1459 号、第 1487 号及び第 1488 号）

件名：図書館資料の提供についての基本方針等の開示決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 5 月 14 日、同年 7 月 9 日及び同年 8 月 5 日

2 原処分

平成 27 年 6 月 26 日、同年 7 月 23 日及び同年 8 月 13 日（開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 2 欄に掲げる開示請求に対し同表の 3 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示とした。

3 異議申立て

平成 27 年 7 月 15 日、同年 8 月 6 日及び同月 18 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成 28 年 3 月 31 日及び同年 7 月 28 日

5 答申

令和 3 年 9 月 28 日

6 審査会の結論

知事が、別表の 2 欄に掲げる開示請求に対し本件行政文書を特定して開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 諮問第 1459 号について

ア 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立書において、「開示請求に係る行政文書の全部が対象となっていない。」と主張していることから、別表の 2 欄に掲げる請求 1（以下「請求 1」という。同欄に掲げる請求 2 以降も同様とする。）について実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを以下検討する。

イ 本件行政文書の特定について

当審査会において別表の 3 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。同欄に掲げる文書 2 以降も同様とする。）の内容を確認したところ、あいちトリエンナーレ 2013 の作家や作品、展示状況等が記録された映像であり、本件請求内容に合致する文書であると認められた。

また、当審査会において文書 2 の内容を確認したところ、県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室（当時）で管理する平成 26 年度及び平成 27 年度の保存文書目録であり、請求 1 の内容に合致する文書であると認められた。

これに対し、異議申立人は、異議申立書において、「開示請求に係る行政文書の全部が対象となっていない。」と主張しているが、別表の文書 1 及び文書 2 を特定した開示決定は、条例第 13 条により開示決定等の期限を延長した上で、開示請求に係る行政文書のうちの「相当の部分」を先行決定したものであり、先行決定においては、開示請求に係る全ての文書を特定し開示決定等する必要はない。

(3) 諮問第 1487 号について

ア 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立書において、「開示請求に係る行政文書の全部が対象となっていない。」、「特定した文書は、閲覧制限を継続する理由の文書が含まれていない。」と主張していることから、請求 2 について実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かについて、以下検討する。

イ 本件行政文書の特定について

実施機関によれば、愛知芸術文化センター愛知県図書館（以下「県図書館」という。）においては、図書館資料の提供についての基本方針第 4 項に基づき、「図書館サービスにおける表現の自由、個人情報保護等についての検討委員会」（以下「検討委員会」という。）で、図書館資料の閲覧制限の必要の是非、閲覧制限の内容を検討し、その検討結果を図書館長に報告して、図書館長は、検討委員会の検討結果を課長会議に諮り協議した上、当該資料の提供方法を決定しているとのことである。

また、実施機関によれば、検討委員会では資料配付は行っておらず、課長会議についても、検討委員会の会議録に沿って報告が行われるものであることから議事録は作成していないとのことである。

当審査会において文書 3 の内容を確認したところ、そこには検討委員会の開催日、制限を付してから 5 年が経過し見直しが必要な 10 点の図書館資料についての閲覧制限の継続や解除に関する検討結果等が記載されており、請求 2 の内容に合致する文書であると認められた。また、文書 3 以外に特定すべき文書は存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 諮問第 1488 号について

ア 本件異議申立てについて

異議申立人は、異議申立書において、「特定した行政文書には、判断基準が示されていない。さらには、判断手続きも示されていない。」と主張していることから、請求 3 について実施機関が行った文書特定に誤りがあるか否かを以下検討する。

イ 本件行政文書の特定について

実施機関によれば、文書 4 は、県図書館における資料提供の基本原則であり、図書館資料の提供の基本的な考え方、閲覧制限をすることがあるとき、閲覧制限の方法、閲覧制限の決定及び再検討、閲覧制限する資料の保管並びに閲覧制限している資料の提供について定めているとのことである。

当審査会において文書 4 の内容を確認したところ、文書 4 の第 2 項では、図書館資料の提供を制限することがあるときとして、第 1 号で「プライバシーその他の特定個人の人権を侵害する資料。」などと定めており、文書 4 の別表では、個人情報の類型とその類型に応じた閲覧制限期間を定めていることが認められた。

よって、文書 4 には個人情報の取扱い及び判断基準が記載されており、文書 4 は、請求 3 の内容に合致する文書であると認められた。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、文書の特定については、前記(2)から(4)までで述べたとおりであることから、異議申立人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 諮問	2 対象となる開示請求の内容	3 対象行政文書	4 開示決定日	5 異議申立日
第1459号	請求1 国際芸術祭推進室に対する開示請求 ・2013 あいちトリエンナーレの動画による記録 H26年度、H27年度 ・室長が出席した会議で配布された文書及び議事録 ・保存文書目録	文書1 ・あいちトリエンナーレ2010・2013ドキュメント 文書2 ・保存文書目録（平成26年度及び平成27年度）	平成27年6月26日	平成27年7月15日
第1487号	請求2 図書館に対する開示請求 ・図書の閲覧制限を実施している根拠となった会議の議事録、配布された文書	文書3 ・図書館サービスにおける表現の自由、個人情報の保護等についての検討委員会報告書	平成27年7月23日	平成27年8月6日
第1488号	請求3 ・個人情報の取扱いの定め及び判断基準（閲覧制限をしているもの）	文書4 ・図書館資料の提供についての基本方針	平成27年8月13日	平成27年8月18日